

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム(24通1)

団体代表者 役職・氏名

竹添 晃

法人番号

1200-05-021671

申請団体の住所

大阪府中央区船場中央一丁目 3 番2号船場センタービル
2号館1階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
令和6年6月14日	法人の代表理事に在任中、令和5年6月26日から2週間以内にすべき理事の重任登記を令和 6年1月23日まで遅延したため、過料決定を受けました。	不服申し立てはせず、過料金（1万円）の納付をするよう通知（納付告知書）が送付されるのを待っている状況です。

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に 変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業県連書類の提出

事業名

Web3を使って社会課題を解決する若者を育成する事業 ～新しい社会「Society5.0」の実現を目指して～

複数選択

イノベーション企画支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	Web3を使って社会課題を解決する若者を育成する事業			
	事業名（副）	新しい社会「Society5.0」の実現を目指して			
	団体名		コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題
・Web3の技術を使って社会課題を解決することで、Web3技術の有効性を示し社会実装を促進する。 ・地方のDX化と関係人口の拡大を促進しつつ、ITスキルが高いデジタルノマドが滞在する拠点を整備する。	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	DAO（分散型自立組織）は、国内外から多様な人材が参加し、イノベーションを共創する組織形態である。本事業のDAOの中心メンバーは、若者、自治体職員、デジタルノマド（主に外国人）たちである。彼らが、空き家など地域の遊休資産をデジタルノマドの滞在拠点として活用する方法を共創する活動を通してグローバルなパートナーシップを築いていく。
4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	本事業の活動は、若者が中心となる。若者は、DAOの開発・運営、自治体職員やデジタルノマドなど多様な人との交流、さらに空き家など地域の遊休資産の活用といった社会課題の解決に取り組む。それらの体験を通して、社会課題の解決に必要なマインド・スキルをWeb3の活用方法と合わせて体得する。その中から、自治体職員と一緒に地域課題の解決を担う若者を輩出する。
12.つくる責任つかう責任	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	空き家など遊休資産の活用話し合いに、DAOを使ってデジタルノマド等、地理的・時間的制約等でこれまで参画が困難であった人たちの参加を得ることで、新たな意見、価値観を取り入れることができる。その結果、潜在的な使用価値が発見でき、除却される遊休資産を減らすことができる。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	185/200字
当団体は、SDGsのゴール、ターゲットを共有する（志が近い）企業や人を結び付け、イノベーションを共創・協働する取組みを促進し、主に中小企業のSDGs経営の実装と持続的な成長に貢献することを目的に設立した。 ビジョンは、地域課題解決事業を起業・展開する事業者が、自治体と連携しながら、地域の経済発展と社会課題の解決を両立させる存在となって活躍する社会を実現することである。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
2020年4月1日設立。現在の会員は5人。活動の中心は、中小企業診断士資格を持つ会員である。直近では、複数の中小企業が地域課題解決事業を共創する取組みを支援した。その取組みを通して、Web3がビジネスに有用で、DAOが共創プラットフォームとして有効であることを学んだ。同時に、Web3を広めるためには、成功事例を積み上げる必要性も痛感した。本事業を通してWeb3が実社会で役立つことを実証したい。	

II.事業概要

国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
歳～39歳） 想定） 業 自治体に存するものと 域（半径2キロ以内の 市街地人口密度で算	（人数） ①1,000人 ②10自治体 560,000人		
% = 27,700千人） 対象は15歳～29 社会を良くするための る社会課題（解決す	（人数） ①27,700千人		
育成し、「Society5.0」の実現に貢献します。 新しい仕組みを導入します。 職員やデジタルノマドなど多様な人との交流を通じて、空き家など地域の遊休施設の活用といった社会課題 動は記録され、NFTとして若者の課題解決力を客観的に示すエビデンスとして活用される。さらに、貢献度 付与されます。これらにより、若者の参加意欲と貢献意欲を高めます。 責する場を提供します。 台体職員が、技術進歩が速いWeb3に追従することは容易ではありません。本事業には、自治体職員の参加も を蓄積する場とします。 提案します。 加えて、DAOの活動によって付与されるリワード・トークンから便益を得られることでビジネスを創出しま 、地域課題解決事業における新しいビジネスモデルとなります。			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	979/1000字
「Society5.0」の実現には、社会課題に関心を持ち、課題解決力を発揮できる人材が不可欠です。その一環として、2020年に、学習指導要領が改訂されました。SDG s 教育の導入もあり、若者の社会課題への関心は高まっています。しかし、実際に行動に移す若者は多くはありません。理由としては、①時間的な余裕がない、②どのような活動が行われているかわからない、が上位を占めています。一方、デジタルネイティブな若者からは、デジタル技術を使って社会貢献をする機会が少ない、という声があがっています。意欲はあっても、活動する場が見つからない、少ないという状況です。 一方、教育現場では、プロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL）が積極的に行われています。ただ、提示された事例をもとに解決策を発表して終わるやり方が多く、真に課題解決力のアップにつながっていないとの指摘もあります。さらに、少子化が進むわが国では、グローバルなパートナーシップを構築する必要があります。日本の若者が外国人と一緒に社会課題の解決に取り組む「実践の場」が必要です。 こうしたことから、本事業では、時間的・地理的な制約がないDAO（分散型自律組織）を使って社会課題を解決する若者を育成する事業を行います。 現状、DAOの定義、評価は様々ですが、本事業で支援するDAOは、国境や地域を超えてミッションを同じくする人が、既存の制度や枠組みに問われずに、自由に意見を出し合い、イノベーションを共創する組織とします。ミッションは、空き家などの遊休施設をデジタルノマドの滞在拠点として活用するとしました。その理由は、①デジタルノマドは、1ヶ所に2、3ヶ月も長期滞在するため、彼らにとって安心・安全・安価な滞在拠点を確保することは重要であり、空き家などの遊休施設はその有力な候補になる、②デジタルノマドは高所得者が多く、滞在時の経済効果が見込める、③ITスキルが高くWeb3との親和性が高いの3点からです。 本事業は、社会課題の解決に貢献したいという若者の参加意欲を高め、Web3を社会貢献に役立てたいという若者の貢献意欲を高め、Web3の社会実装の知見と合わせて若者の課題解決力を高めます。そして、マンパワー不足に悩む自治体職員にとっては、ともに地域課題に取り組む仲間を得る貴重な機会になることでしょう。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
■現状のPBL教育では、実際の社会に通用する課題解決力につながっていないと指摘されている。 ■デジタル庁が自治体のWeb3の活用を推進している。しかし、自治体職員はWeb3の活用について悩んでいる。一定のフレームワークや事例の紹介による知見の向上が必要。 ■中小企業庁が地域課題解決事業の取組みを支援している。しかし、リアル経済のみで収益を捉えているため持続的な収益確保に腐心している。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	195/200字
セミナーなどを通じて中小企業のSDG s 経営の実装を推進してきました。その取組みが評価され、2022年7月から2023年3月まで、愛媛県今治市で複数の中小企業が地域課題解決事業を共創するプロジェクトを運営しました。同プロジェクトを通して、Web3がイノベーションの共創に活用できることを学びました。その後、Web3の専門家との意見交換や現状視察行い、Web3の知見を蓄積し現在に至っています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	180/200字
本事業に参加する若者は、Web3を使って、社会課題を解決する力を身につけます。彼らは、日本が目指す新しい社会「Society5.0（サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会）」の実現をけん引する人材となる資質を有します。よって、本事業は、休眠預金を活用するに相応しい意義のある事業といえます。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
・若者の課題解決力を示すNFTの活用が広がり、若者の社会課題への参加意欲や貢献意欲が向上している。 ・様々な若者がDAOを使って社会課題に取り組み、成果をあげている。 ・本事業で育成された若者が、公益活動の団体や地域課題解決事業を展開する企業で活躍している。 ・自治体職員の知見が蓄積され、新しい方法による社会課題解決の施策が企画、実行に移されている。 ・デジタルノマドの滞在拠点を起点に、外国人と良好な関係を築く地域が増えている。 ・リアルとデジタル両面から収益を得るビジネスモデルを参考に地域課題解決事業（ゼブラ企業）が各地で展開され、自治体職員と連携している。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
Web3に詳しくなくても気軽に参加できる共創環境を整えることで、多くの若者が参加を決意し、活動を通して、社会課題への関心や参加意欲を高めた。（A）		①参加した若者の数（年齢と国籍を明確にし、一回でもDAOに参加した若者の数）	①DAOは新しく立ち上げるため 初期値はゼロ		①1DAO当り：1 0 0 人 事業全体：1, 0 0 0 人
NFTによる活動の記録やリワード・トークンの付与によって、活動への貢献意欲を高め、積極的に活動するメンバーを組成して、社会課題の解決に取り組むことを決意した若者を輩出することができた。（B）		①若者をNFTの活動履歴によって「リーダー的」「リーダー的な若者を支え活動する」「積極的に意見を出す」「傍観する」に分類。前3分類に属する若者の数 ②今後も社会課題解決の活動を継続して行う意思を持つ若者の数	①②とも初期値はゼロ		①1 DAO当り：2 0 人以上 事業全体：2 0 0 人以上 ②1 DAO当り：3 人以上 事業全体：3 0 人以上
空き家など遊休施設をデジタルノマドの滞在拠点にすることによる経済効果、無形効果（グローバルなコミュニケーションを提供する場）が実証され、各地で取組みが広がった。（C）		①開設したデジタルノマドの滞在拠点の数 ②滞在拠点の効果の見える化（利用人数、利用回数、経済価値、交流イベント、住民評価など）を実施した拠点の数	すでにDAOを使って空き家などの活用に取り組んでいる事例はあるが、そうした事例は除外し、新たに、若者の育成と合わせて取り組んだ数を対象とする。		①1 実行団体当り：2 拠点以上 事業全体：1 0 拠点以上 ②1 実行団体当り：1 拠点以上 事業全体：7 拠点以上 （運営期間1年以上を対象）
自治体職員が本事業に関わった経験をもとに、新しい方法で地域課題を解決する施策を若者と一緒に企画を始めた。（D）		①本事業に参加した自治体職員が実行団体と連携してWeb3を活用した施策を企画提案した数	①すでにWeb3の知見を織り込んで企画を進めている施策であっても、本事業の活動で得た知見を加味して改善した場合は対象にする。		①1 実行団体当り：1 件以上 事業全体：5 件以上
本事業の育成システムが、PBL教育や企業内研修に採用されるようになった。そうした事例が、メディアで取り上げられ、若者の本事業への関心が高まった。（E）		①育成システムに関する教育機関、企業向けセミナーの開催数 ②パブリシティに取り上げられた数 ③PBL教育や企業内研修に採用した団体・企業の数 ④若者の活動を記録にしたN F Tを、採用時に活用した団体・企業の数	①②③④とも初期値はゼロ。		1 実行団体当り ①3 年累計8回以上 ②3 年累計10件以上 ③5 以上 ④3 以上
DAOが遊休施設の活用という地域課題を解決する手段として有効であることが認知され、DAOを使って地域課題の解決に取り組む若者や団体が増えた。（F）		①DAOの運用（含む、グローバルなパートナーシップの築き方）に関するセミナー開催数 ②実行団体の支援によってDAOを使って空き家など遊休施設の活用に取り組み始めた団体の数	①②とも初期値はゼロ		1 実行団体当り ①3 年累計8回以上 ②1 実行団体当り：2 団体以上 事業全体：1 0 団体以上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
若者の募集、積極的に活動するメンバーの組成、DAOによるメンバー間の意見交換、デジタルノマドの滞在拠点の運営などについて、事業開始3年目から、実行団体がゼブラ企業として自立している。（G）		①DAOの運営、育成システムなど本事業の基幹活動に係る運用マニュアルの作成 ②実行団体全体研修会の実施回数	①②初期値はゼロ		①事業開始後2年以内に、基幹活動に係る運用マニュアルの作成を完了（以降、毎年見直し） ②年2回以上実施
Web3を活用した取引で発生する法務、会計、システム運用等の各側面で資金分配団体が整備したチェックリストの活用で、継続して実行団体が業務改善を行う体制を確立している。（H）		①法務、会計、システム運用が適切に行われるためのチェックリストの作成 ②チェックリストに基づき業務監査を実施	①②初期値はゼロ		①事業開始後2年以内に、監査チェックリストの作成を完了（以降、毎年見直し） ②1実行団体当たり、法務、会計、システム運用の監査をそれぞれ年間2回以上実施
本事業に参加する5実行団体の活動内容や成果を取りまとめ事業全体の活動レポートを定期的に作成して、本事業の活動成果を対外的に発表し、社会実装が進んだ。（I）		①実行団体の活動報告をもとに資金管理団体が定期的に事業全体の活動レポートを作成 ②対外的（自治体、教育機関、関係機関）な活動報告会の開催	①②初期値はゼロ		①四半期ごとに活動レポートを作成（年4回） ②年1回開催
資金分配団体が整備した基幹活動のマニュアルをもとに、実行団体が実践的なセミナーを開催し、新たにDAOを使って社会課題に取り組む見込みがある相手を発見している。（J）		①セミナーなどに参加した人数	①初期値はゼロ		①1実行団体当たり：200人以上（3年のべ累計）
自治体、公益団体、教育機関、企業から、実行団体に対するコンサルの申し出と資金支援（寄付金、助成金）があり、実行団体が継続して活動できる資金が確保できている。（K）		①コンサルの申し入れ、業務受託を受けた件数 ②資金支援を受けた件数	①②初期値はゼロ		①1実行団体当たり：5件以上 ②1実行団体当たり：1件以上

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
一人でも多くの参加者を募る。そのために、①実行団体の人脈の活用、②自治体職員、学生に個別に呼びかけ、③SNSなどによる告知、④自治体の広報ツール活用、⑤空き家など遊休施設のある住民への呼びかけ、⑥デジタルノマドへの告知 ⑦活動状況のSNS発信 などにより、関心を高める（A）	2025.4～	137/200字
活動の中心を担うメンバーを組成する。ただし、活動の中心となるメンバーは、不動ではなく、個々の活動実績、貢献内容をもとに変動させる。（B）	2025.4～2025.5	68/200字

DAOの立ち上げ、運営に関して検討を行う。主な検討項目は以下の3項目。①Web3に詳しくなくても気軽に参加できる仕組み、②DAOの運営ルールや貢献意欲を高めるためのトークン（ガバナンス・トークン、リワード・トークン）設計、③運営ツールの選択（B）	2025.4～2025.9	127/200字
自治体、地域住民等の協力関係を構築する ・デジタルノマドの滞在拠点として活用する遊休施設を選定する。所有者や近隣住民と協議し、デジタルノマドの滞在拠点として活用する同意を取り付ける。（C） ・遊休施設が所在する自治体を訪問し、活動に参加する自治体職員を決定する。（D）	2025.4～2025.6	134/200字
D A Oを立ち上げ、コミュニケーションを開始する。（A）（B）	2025.10～	30/200字
遊休施設の活用方法を検討・決定する ・若者、自治体職員、デジタルノマド、地域住民、関連団体、地元企業などが、遊休施設をデジタルノマドの滞在拠点として活用する方法を検討し、決定する。（C） ・活用方法について所有者、近隣住民の同意を取り付ける。（C） ・改修が必要な場合は、改修費とその資金計画を策定する。（助成額の対象外：自己資金による）（C）	2026.3月までに活用方法を決定	172/200字
デジタルノマドの滞在拠点のオープンに向けて準備する ・滞在拠点の利用者を増やすための取組みを行う。①プレイベントの実施、②リワード・トークンを付与する。（C） ・滞在拠点の経済効果、無形効果を見える化するための方法を企画する。（C）	2026.4～2026.7	116/200字
改修を終えたデジタルノマドの滞在拠点をオープンする。（C）	2026.7～	30/200字
滞在拠点オープン後はPDCAの取り組みを実施する ・滞在拠点の経済効果、無形効果を見える化に着手する。（利用人数、利用回数、経済効果、住民の評価など）（半年サイクルで実施）（C） ・利用実績を踏まえ、改善事項を検討し実施に移す。（必要であれば追加の改修工事を行う）（C）	2026.7～	136/200字
自治体や近隣住民と本事業に係る意見交換を行う。（D）	2026.7～	26/200字
滞在拠点オープン後も自治体との連携を進める ・2027年4月から始まる新年度の予算編成作業と関連させて自治体と今後の活動内容を協議する。（D） ・本事業に参加した自治体職員と一緒にWeb3を活用した施策を企画する。（D）	2026.9～2026.11	110/200字
滞在拠点オープン後、育成システム、DAO運営要領のブラッシュアップに取り組む ・活動に参加した方からアンケートをとる。（B） ・活動の中心を担ってくれた若者から意見を聴取する。（含む、事業終了後の活動）（B） ・上記を踏まえ育成システムやDAOの運営要領を改善する。（B）	2026.11～2027.3	135/200字
育成システム、DAOの認知・普及に向けて啓蒙活動を行う ・育成システムやDAOの有効性をセミナーなどを通して社会に広める。（E）（F） ・セミナーに参加する団体などから個別の相談を受ける。（E）	2027.4～	97/200字
育成システム、DAOの普及にむけて具体的な支援を行う ・育成システムの採用を検討する企業、団体などと個別に協議を行う。（F） ・DAOを使って空き家など遊休資産の活用に取組み始めた団体を個別に支援する。（F）	2027.4～	104/200字
実行団体の活動に係る情報は活動レポートを作成し、SNSなどを使って発信し、社会の関心を高める。（A）	2025.4～2028.3	50/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
実行団体がゼブラ企業として自立できるように支援する ・実行団体が、事業を実施する上で必須条件を満たしていることを確認する。（遊休施設の保有状況、財務状況など）（G） ・実行団体別に事業計画（目標とアクションプラン）を策定する。（G）	2024.11～2025.3	116/200字
実行団体が継続して業務改善を行う体制の確立を支援する ・法務、会計、システム運用の各側面でチェックリストを整備する。（H） ・チェックリストに基づき業務監査を実施する。（H） ・業務監査の内容を踏まえ業務を改善する。（H） ・実行団体全体研修会で情報の共有化と改善内容を徹底する。（G）	2025.3～（年2回、法務、会計、システム運用の各監査を実施）	143/200字
実行団体の活動報告をもとに資金管理団体が定期的に事業全体の活動レポートを作成し発信する。（I）	2025.3～（四半期ごとに活動レポート作成し発信する。（年4回）	47/200字
資金管理団体主催の活動成果を対外的に発表するイベントを開催し、ステークホルダーの支援を取り付ける。（I）	2026.4～（年1回、活動報告会開催）	53/200字
実行団体が行う個別のセミナーの開催やメディア対応を支援する。（J）	2026.9～	33/200字
実行団体が活動を継続するための資金の確保を支援する ・自治体や団体、企業から資金的な支援を得るための取組みを支援する。（K） ・コンサルや資金支援（寄付金・助成金）の個別契約の締結を支援する。（K）	2026.9～	99/200字
DAOの運営、育成システムなど基幹的な活動の運営マニュアルを完成させる。（G）	2027.3までに完成	42/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・活動の様子、トピックは、日々、SNSを使って発信し、若者の関心を高める。また、グローバルなコミュニケーションの場として、イベントなどデジタルノマドの滞在拠点の様子を発信し、利用客の増客につなぎます。 ・デジタル庁や中小企業庁にはWeb3の活用事例、地域課題解決成功事例として、また、自治体にはWeb3の知見を蓄積する場として有効であることをセミナーや個別の協議を通して伝播します。	191/200字
連携・対話戦略	DAOの社会実装を推進している一般社団法人日本DAO協会、デジタルノマドの受入環境整備などを推進している一般社団法人デジタルノマド協会などを含む関連団体との連携や協力関係の構築を考えています。また、自由民主党のデジタル社会推進本部Web3プロジェクトチームなど、Web3の推進関連組織へ、本事業の取組みから現出した課題を提起し、Web3を活かした社会の実現に必要な環境整備の協議に役立てます。	196/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	■以下のノウハウの蓄積で、社会課題の解決に貢献できる人材を輩出する団体として、自治体や教育機関から資金を得て活動を継続します ・Web3を活用して社会課題解決の活動を成功に導く若者の育成・評価 ・若者の課題解決力を示すエビデンスとしてNFTを社会に広める取組み ・グローバルなパートナーシップを構築するためのDAOの運営方法 ■Web3の成功事例を広め、個別の相談（有償）に対応し、Web3の社会実装を促進します ・活動から得たノウハウの伝播（セミナーなど） ・リアルとデジタルの両面から収益を得る地域課題解決事業（ゼブラ企業）の起業を支援 ・DAOの運用に関するマニュアルの作成 ■実行団体からWeb3やDAOの運用に関する提案を吸い上げ、公的機関と連携して環境を整備します ・Web3やDAOの運用現場の実態を踏まえた政策を公的機関に提言し、政策補助金支援を受けて提言を推進します	392/400字
実行団体	■DAOを使って社会課題を解決するノウハウをもとに、他団体等にD A Oの導入、運営方法のコンサルを行います。 ■空き家など遊休施設を活用したデジタルノマドの滞在拠点を計画的に増やし収益を確保します。 ■自治体や企業などからの資金を得て、新しい地域課題をミッションに活動します。 ■教育機関のPBL教育や企業内の人材育成を支援します。 ■Web3やDAOの運用に関する問題点を提案し、運用環境の整備に貢献します。	399/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	772/800字
・2020年度から2021年度は、神戸市様のLOG-Kobeの取り組み（デジタル空間で開催される市内企業が出典される展示会）に参画し、市内企業14社様の経営者の想いや企業の強み、製品・サービスの強みを見える化して、デジタル空間での新規事業創出に向けた企業マッチングを支援しました。特に、神戸市様から市内企業のSDGsに向けた取り組みを広くアピールして商売につなげたいとの意向を受けて、LOG-KobeのWebサイトにSDGs特集サイトを設定し、市内企業のSDGsへの貢献の掲載を支援しました。 ・2022年3月に兵庫県とコニカミノルタ㈱が包括連携協定を締結。包括連携協定内の中小企業の成長のためのDX化やSDGsを、当団体とコニカミノルタ㈱が連携して推進しました。同年11月に兵庫県の後援を得てセミナー「売上拡大につながるSDGs & DX」を開催し、兵庫県内企業様の企業成長に向けたDX化やSDGs対応の重要性とその方法を展開しました。 ・2022年7月以降は、愛媛県今治市から新規ビジネス創出支援プロジェクトとDX推進支援プロジェクトを受託。特に、新規ビジネス創出支援プロジェクトでは、地域が抱える社会課題の解決を図るために地域の企業が連携して新規ビジネスを創出するプログラムを展開し、企業が地域の発展にために解消を図るべき課題を選定して、その解決を民間の力で永続して取り組むことができるよう各社の強みを持ち寄って展開する事業企画を支援しました。その結果、今治市の基幹産業である海事産業の未来を支える若手人材を確保するべく、若者世代の市内移住・定着化をWeb3の技術を活用して実現する取り組みを創出することができました。そして、この取り組みを軸にして、今治市の企業様や今治市様と協力してその自走化に向けた取り組みを現在も展開しております。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	771/800字
・申請事業に関連する調査研究や伴走支援として、上述の今治市における海事産業の若手人材確保に向けてWeb3技術を活用する取り組みがあります。今治市は海事産業都市であり、人口減少と高齢化の進展により、造船業や海運業、船用工業を支える若者労働者の確保が厳しくなっています。同市および愛媛県内の経済を維持・発展させるためには、Z世代の地域外流出を抑え、逆に地域外からの流入を促進することが重要な社会課題と設定しました。そして、この課題を解決するために、今治市内の複数社と協力して、以下の3つの取り組みを検討しました。 ①Z世代が高い関心を持つWeb3関連技術であるメタバースを活用する。 ②メタバース空間内に設定される各種イベント会場や展示会場、面談ブースで、海事産業各社の人材とZ世代の人材が交流できる機会を創出する。 ③時間的・場所的制約の少ない自由な交流を通じて、Z世代人材と海事産業人材の相互理解を深める。 残念ながら、メタバース空間の開発コストの高さや集客の難しさから、これらのイベント開催等は実現できませんでしたが、現在も一部のリアルな場での交流の実現を進めております。 ・以上の取り組みを通じて、若者がWeb3が創り出すコミュニケーション機会に高い関心を抱いていること、また場所的・空間的制約の少ないWeb3空間でのコミュニケーションが高い有効性を持つことを理解しました。その一方で、Web3空間で活発なコミュニケーションを実現するには、集客の工夫とコミュニケーションを円滑に進めるファシリテーター（コミュニティマネージャー）の存在が重要であることも認識しました。 申請事業においては、この取り組みで得られたWeb3に関連する技術知識やその運用上の留意点、さらにはこれらに対応できる人材との関係性を活用して進めたいと考えています。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5 団体。	
(2)実行団体のイメージ	以下の要件を満たす団体 ・法人格を有して、一定の財務基盤と組織基盤を有している ・2 件以上のデジタルノマドの滞在拠点候補となる遊休施設を有する、または10年以上賃借できる契約がある ・まちづくりや、空き家対策などの活動を通して自治体と関係性を持つ ・NFTやリワードトークン等のデジタル技術の導入に向けて、積極的に取り組む意欲がある ・達成すべき成果を事前に明示し、社会的インパクト評価を実施する	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	以下のとおり35,000千円を想定します。 ・DAO立ち上げ経費 20,000千円 ・デジタルノマド滞在拠点開業費 6,000千円 ・自治体職員向け支援 3,000千円 ・育成システムやDAOの活用に関するセミナー開催と個別相談 6,000千円	126/200字
(4)案件発掘の工夫	以下の取り組みで実行団体を発掘します。 ・自治体等の公的機関へ今回の取り組みを伝え、自治体から本件情報を外部に発信するよう依頼する。 ・DAOが集まるイベントで本件取り組みの情報を発信し、賛同者の参加を募る。 ・大学等の高等教育機関に本件の取り組みの発信を説明し、PBL授業を補完するプログラムとしての活用等を提案する。	160/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	代表理事を事業全体の管理者とし、専務理事が事業活動の実務面を管理する。さらに理事1名を本事業の専任担当としそのもとに新たに採用するプログラムオフィサー3名を配置し、事業を推進します。また、経費、資金管理については現状の事務局の機能に加えて、臨時職員を1名採用して対応します。					137/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	3	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)
			既存PO人数		名	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	監事が業務、会計全般の監査を行う体制とし、監査に当たっては予め公認会計士等から助言を得て整備したチェックリストを活用して、厳格な監査を実施できるようにする。また、法務、会計、システム運用の専門家の支援を適宜受けることができる体制とします。					119/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		～	
資金分配団体	事業名	DAOを使って社会課題を解決する若者を育成する事業	
	団体名	(一社) S D G s オープンイノベーションプラットフォーム	

	助成金
事業費	200,000,000
実行団体への助成	175,000,000
管理的経費	25,000,000
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	18,700,000
資金分配団体用	10,000,000
実行団体用	8,700,000
合計	242,700,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	25,400,000	58,200,000	58,200,000	58,200,000	200,000,000
実行団体への助成	25,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	175,000,000
－					
管理的経費	400,000	8,200,000	8,200,000	8,200,000	25,000,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,900,000	7,300,000	7,400,000	7,400,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,600,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	16,000,000
その他経費	300,000	2,500,000	2,600,000	2,600,000	8,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,200,000	4,500,000	6,000,000	7,000,000	18,700,000
資金分配団体用	0	2,000,000	3,500,000	4,500,000	10,000,000
実行団体用	1,200,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	8,700,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	28,500,000	70,000,000	71,600,000	72,600,000	242,700,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体
団体名		一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム	
郵便番号		541-0055	
都道府県		大阪府	
市区町村		大阪市中央区	
番地等		船場中央1丁目3-2-101	
電話番号		090-8508-3470	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://sdgs-oip.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2020/06/29	
法人格取得年月日		2020/06/29	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タケノ エキヲ
	氏名	竹添晃
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	イケダ マサミ
	氏名	池田 雅史
	役職	専務理事

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	1
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 その他会員 [団体数]	1
個人会員・ボランティア数	5
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	5
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	1件（愛媛県今治市：新規ビジネス創出及びD X推進支援事業業務委託）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	DAOを使って社会課題を解決する若者を育成する事業
団体名:	一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第14条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第18条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第17条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第28条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第30条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第30条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第30条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第30条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第32条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第32条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第34条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること					
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第23条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款		第26条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出	定款		第〇〇条

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※集項等
● 倫理に関する規程					
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出			
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出			
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出			
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出			
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出			
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出			
● 利益相反防止に関する規程					
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出			
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● コンプライアンスに関する規程					
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出			
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 内部通報者保護に関する規程					
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出			
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出			
● 組織(事務局)に関する規程					
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出			
(2)職制		内定後1週間以内に提出			
(3)職責		内定後1週間以内に提出			
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出			
● 職員の給与等に関する規程					
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出			
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出			
● 文書管理に関する規程					
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出			
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出			
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出			
● 情報公開に関する規程					
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出			
● リスク管理に関する規程					
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出			
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出			
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出			
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出			
● 経理に関する規程					
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出			
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出			
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出			
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出			
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出			

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※乗項等
(6)収支予算			内定後1週間以内に提出		
(7)決算			内定後1週間以内に提出		

一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォーム定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SDGs オープンイノベーションプラットフォーム（略称「OIP」、英文名「SDGs Open Innovation Platform」と称す。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本の技術・専門性を軸に、国内・海外の「持続可能な社会」の構築に貢献することを理念として、オープンイノベーションのチャンスを広く社会に提供することで、持続可能な社会の構築の具現化に寄与することを目的に、次の事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SDGs オープンイノベーションのための各種イベントの開催
- (2) オープンイノベーションに係るマッチング支援
- (3) オープンイノベーションに係る事業化・実装化支援
- (4) 会員に対する情報提供
- (5) SDGs オープンイノベーションの普及、プロモーション活動
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、当法人の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書により申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会对してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

4 次の項目のいずれかに該当する場合には、入会資格を認めないものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）の構成員・準構成員に該当し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(2) 事件事故等、社会問題となった事案又は事象にかかわり、入会を認めることで本会の社会的評価が低下するおそれがあると理事会が認めるもの

(3) その他、入会を認めることが不適当と理事会が認めるもの

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める規定により入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(招集手続きの省略)

第15条 総会は、第19条に定める書面表決を認めた場合を除き、正会員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者に表決権の行使を委任することができる。なお、代理人により表決をする場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない

- 2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第4章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 代表理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって代表理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限並びに会長の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表して、その業務を執行し、業務執行理事は別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 3 会長は、この定款の定めるところにより、社員総会や理事会の招集や議長にあたり、その他の業務については副会長が選定されている場合は副会長とも相互に尊重し補完しあいながら統制をとり、事業を遂行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により、会長に事故があるときは他の理事がその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認められたときは意見を述べること
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の議決を得て、報酬を支給することができる。

(顧問)

第27条 当法人の業務に対して、専門的立場からアドバイスを行う、顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営において功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 会長、副会長の選定及び解職

(5) 顧問の選任及び解任

(6) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(7) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 理事会は3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した他の理事のうちから選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、代表理事及び監事はこれに署名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり(翌年)3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により、本会の事業報告及び計算書類を作成し、事業年度終了後3カ月以内に附属明細書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得て、総会へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 附属明細書

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第39条 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や公益社団法人、公益財団法人等一定の公益的な団体に贈与する。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第41条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 本会は、一般法人法に関する法律第148条の事由により、解散することができる。

第8章 委員会

(委員会)

第43条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を得て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

4 事務局は、理事会の決議により外部組織へ委託することができる。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

履歴事項全部証明書

大阪府中央区船場中央一丁目3番2号船場センタービル2号館1階
一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム

会社法人等番号	1200-05-021671	
名 称	一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム	
主たる事務所	大阪府中央区船場中央一丁目3番2号船場センタービル2号館1階	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	令和2年6月29日	
目的等	目的 当法人は、日本の技術・専門性を軸に、国内・海外の「持続可能な社会」の構築に貢献することを理念として、オープンイノベーションのチャンスを広く社会に提供することで、持続可能な社会の構築の具現化に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) SDGsオープンイノベーションのための各種イベントの開催 (2) オープンイノベーションに係るマッチング支援 (3) オープンイノベーションに係る事業化・実装化支援 (4) 会員に対する情報提供 (5) SDGsオープンイノベーションの普及、プロモーション活動 (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	代表理事 別 府 幹 雄	令和 2 年 8 月 3 1 日就任
	代表理事 別 府 幹 雄	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
		令和 5 年 5 月 9 日登記
		令和 5 年 5 月 2 日辞任
		令和 5 年 5 月 9 日登記

	代表理事 竹添晃	令和5年5月2日就任
		令和5年5月9日登記
		令和5年6月26日重任
		令和6年1月23日登記
	代表理事 竹添晃	令和6年5月21日住所移転
		令和6年7月3日登記
	理事 別府幹雄	令和2年8月31日就任
		令和4年6月28日重任
		令和5年5月9日登記
	理事 松本匠	令和5年5月2日辞任
		令和5年5月9日登記
		令和3年4月6日就任
	理事 竹添晃	
		令和4年4月26日辞任
		令和5年5月9日登記
	理事 竹添晃	令和3年4月6日就任
		令和5年6月26日重任
	理事 竹之内浩光	令和6年1月23日登記
		令和4年4月26日就任
		令和5年5月9日登記
		令和6年6月28日重任
	理事 竹之内浩光	令和6年7月3日登記

大阪府中央区船場中央一丁目3番2号船場センタービル2号館1階
一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム

	理事	池 田 雅 史	令和 5 年 5 月 2 日就任
			令和 5 年 5 月 9 日登記
	理事	金 本 貴 幸	令和 5 年 1 1 月 1 0 日就任
			令和 5 年 1 2 月 1 8 日登記
	理事	寺 本 俊 孝	令和 6 年 6 月 2 8 日就任
			令和 6 年 7 月 3 日登記
	<u>監事</u>	<u>長 谷 川 裕 子</u>	令和 3 年 2 月 1 2 日就任
	<u>監事</u>	<u>長 谷 川 裕 子</u>	令和 4 年 6 月 2 8 日重任
			令和 5 年 5 月 9 日登記
監事	長 谷 川 裕 子	令和 6 年 6 月 2 8 日重任	
		令和 6 年 7 月 3 日登記	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	令和 4 年 1 月 2 0 日神戸市中央区御幸通八丁目 1 番 6 号から主たる事務所移転 令和 4 年 3 月 9 日登記		

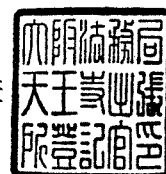


これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年 7月11日
大阪法務局天王寺出張所
登記官

大谷 邦彦



正 会 員 各 位

2022 年 6 月 28 日

2021 年度事業報告

I. 諸会議

1. 社員総会

○第 1 回臨時社員総会

- ・開催日：2021 年 4 月 6 日（火）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
 - 第 1 号議案 定款の変更について承認を求める件
 - 第 2 号議案 役員の選任について承認を求める件

○第 1 回定時社員総会

- ・開催日：2021 年 6 月 30 日（水）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・報告事項
 - 2020 年度事業報告
- ・審議事項
 - 第 1 号議案 2020 年度収支決算について承認を求める件
 - 2020 年度監査報告

○第 2 回臨時社員総会

- ・開催日：2022 年 1 月 20 日（木）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
 - 第 1 号議案 定款の変更について承認を求める件

2. 理事会

○開催日：2021 年 4 月 6 日（火）

- ・場 所：ZOOM 会議
- ・報告事項
 - (1) 2020 年度事業報告
 - (2) 2020 年度決算報告（速報）
- ・協議事項
 - (1) 2021 年度事業計画
 - (2) 2021 年度予算計画

○開催日：2021年4月23日（金）

・場 所：ZOOM 会議

・協議事項

（1）SDGs 経営推進プログラムとイノベーション人材養成プログラム

（2）理事企業が企画する2つの取組み

○開催日：2021年5月6日（木）

・場 所：ZOOM 会議

・協議事項

（1）会員募集案内

（2）会員種別と年会費

・事務局連絡

（1）決算報告と定時社員総会

○開催日：2021年6月17日（木）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第1号議案 2020年度事業報告及び収支決算の件

第2号議案 第1回定時総会招集の件

第3号議案 業務委託契約締結の件

○開催日：2021年9月17日（金）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第1号議案「第5回 日経ソーシャルビジネスコンテスト」応募の件

・協議事項

（1）大澤研究所とのワークショップを踏まえた意見交換

（2）OIPの下期活動

○開催日：2021年10月29日（金）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第1号議案「NEXT 首長連合への活動参加」の件

第2号議案「クラウドデータベース年額料金支払い」の件

第3号議案「ホームページ更改に係る発注」の件

・連絡事項

（1）ホームページの更改について

(2) 大阪デザインセンターとの連携について

○開催日：2022 年 1 月 20 日（木）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第 1 号議案 定款の変更並びに社員総会の開催について承認を求める件

・連絡事項

(1) 東大、大阪デザインセンターとの連携協定締結について

○開催日：2022 年 2 月 24 日（木）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第 1 号議案 東大、大阪デザインセンターとの連携協定締結について承認を求める件

○開催日：2022 年 3 月 25 日（金）

・場 所：ZOOM 会議

・報告事項

(1) 2021 年度事業報告

(2) 2021 年度決算報告（速報）

・協議事項

(1) 2022 年度事業計画

2. 2021 年度の主たる活動、事業

○理事交替

2020 年 4 月 6 日

会社都合にて、正岡理事並びに河浪理事が辞任。4 月 26 日の臨時社員総会の決議にて松本匠氏並びに竹添 晃氏が理事に就任。

○事務所移転

2022 年 1 月 20 日、主たる事務所を、以下のとおり移転。

・移転後住所 大阪府中央区船場中央 1-3-2-101 一般財団法人 大阪デザインセンター内

○東京大学大澤研究所との共同研究

全 6 回のワークショップを以下のとおり実施し、そこで得られた知識を踏まえて当一般社団法人の取り組み方針を検討する気づきを得た。

【各回のテーマ】

	日時	会場	ワークショップ・テーマ
第 1 回	6/26(土) 14:00-17:00	コニカミノ ルタ本社	・全体像策定-1 ・フリーハンド+レクチャー
第 2 回	7/5(月) 14:00-17:00	オンライン	・全体像策定-2 ・議論可視化によるメタ認知と論点のキーワード化 ・自社での実現可能性の検討（宿題）
第 3 回	7/20(火) 14:00-17:00	オンライン	・自社での実現可能性の検討の共有 ・TEEDA
第 4 回	8/3(火) 14:00-17:00	オンライン	・IMDJ とプレゼンテーション
第 5 回	8/17(火) 14:00-17:00	オンライン	・アクション・プランニング；データサイエンティストがフィージビリティ実施 ・各グループでアクション・プランニングを完成し、プロトタイピングを実施（宿題）
第 6 回	9/13(月) 14:00-17:00	オンライン	・最終発表・総合評価

【各回の実施概要】

	実施概要
第 1 回	・今回のワークショップの趣旨説明を共有し、大澤教授の講演を拝聴。 ・KeyGraph の簡易可視化等についてディスカッションし、KeyGraph の理解を深めた。
第 2 回	・可視化された KeyGraph を読解し、得られた気付きを共有して、課題や論点のキーワード化を実施。 ・その後、自社での実現可能性を参加各社が次回までに検討し持ち寄ることとした。
第 3 回	・参加各社が自社で検討してきた結果を発表して、今後検討を深めていく 3 つのテーマ（中小企業支援、防災ソリューション提供、教育・人材育成支援）を選定。 ・各テーマの検討等を進めるグループ分けを行い、各グループで説明を受けた TEEDA 手法に沿って課題解決が期待されている要求事項や解決ソリューション案等を洗い出し、それぞれを関連付けてテーマに関する課題等の理解を深めた。
第 4 回	・各グループで前回の検討を踏まえて、今回説明を受けた IMDJ（Innovators Marketplace on Data Jackets）という手法に沿って、要求事項、解決ソリューション、活用するデータ等の組み合わせを検討し、その有効性等を評価。 ・この検討成果として高評価の解決ソリューションを各グループからが発表し、共有したうえで各グループがアクション・プランニングでシナリオ化を行うソリューションを選定。
第 5 回	・各グループで前回の検討を踏まえてビジネス創出に向けてシナリオ化するソリューションを選定。 ・今回説明を受けた手法に沿ってアクション・プランニングを実施。成果発表に向けてグループで検討を深めた。
第 6 回	・第 1～5 回のワークショップの振り返りを行い、各グループで検討を進めてきた各テーマに係るビジネスシナリオとそのプロトタイプ案を発表。 ・各チーム間でディスカッションを交わしてシナリオ等のブラッシュアップを実施。

○「第5回 日経ソーシャルビジネスコンテスト」に応募

- ・2021年8月に日経ソーシャルビジネスコンテストに、「そのストーリーが共創を作る！ 想いを起点にしたイノベーション創出のプラットフォーム」をタイトルにする応募アイディを策定して応募。
- ・結果は受賞に至らなかったものの、東京大学大澤研究所と実施したワークショップで得た知識を踏まえてソーシャルビジネスと関連する次の支援方針を確立。

＜当一般社団法人の支援方針（提出した「応募アイディア」から引用）＞

「中小企業の経営者の想いを言語化し、企業の技術のすごさや製品の魅力を数値化するところから始めます。そして、それらの情報と大企業が発信する情報とをベクトル化して親和性が高い企業を選び、東京大学大澤教授のチャンス発見学を使って一緒にイノベーション・シナリオを作っていただきます。シナリオを作成しながら経営者同士の信頼関係を醸成し、新商品・新サービスの共創に入ります。この一連のプロセスが既存のビジネスマッチングと異なる革新的な点です。」

 **日経ソーシャルビジネスコンテスト** シェアする 7,506 @NIKKEI_SOCIALさんをフォロー

TOP	第5回 概要・募集要項	協賛企業からの声	受賞結果・ファイナリスト	イベントリポート
-----	--------------------	----------	--------------	----------

第5回 概要・募集要項

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う「ESG投資」が世界的に注目されている中で、日本企業も社会課題の解決という観点を自社のビジネスに積極的に取り込むことが求められています。また、経営における「CSV（Creating Shared Value＝企業は社会と共有できる価値を創出すべき）」の考え方も広がりつつあり、国連が設定した「SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）」に取り組む企業も確実に増えています。

日経ソーシャルビジネスコンテストではSDGsの普及、促進のため、17の開発目標のうちいずれかを解決するアイデア、ビジネスモデルを明示してもらい、応募していただきます。

○「NEXT 首長連合」での活動

- ・2021年11月8日 以下を目的として「NEXT 首長連合」の活動に参加。

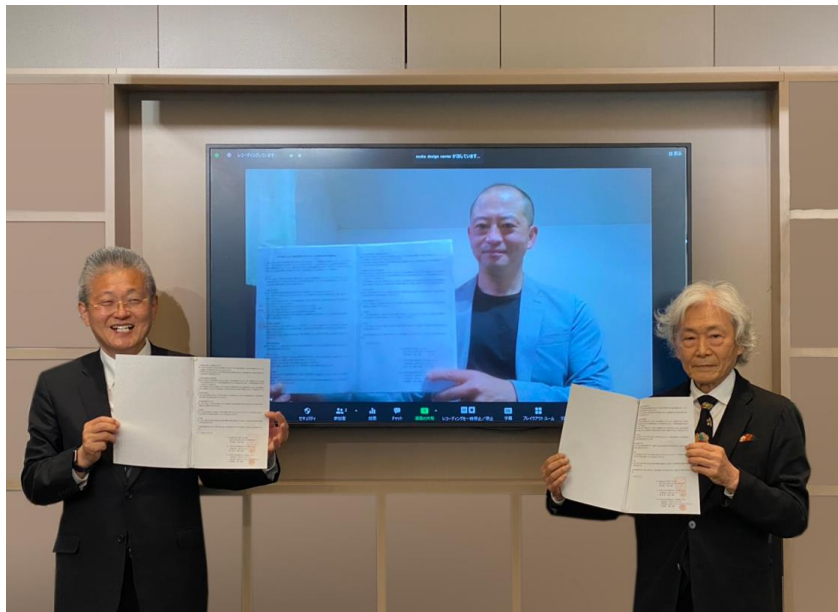
＜参加目的（2021年10月29日開催理事会資料から引用）＞

「大阪万博の開催に向けて活動を本格的に展開する関西広域連合会の取り組みに参画して OIP の活動も展開。これにより、「中小企業や大企業の無形資産をつなぐプラットフォームを提供することで地域のレジリエンスを強化」する OIP の取り組みに関心を抱く自治体や首長とともに、多くの地域企業の成長を後押しする。併せて、OIP の会員増強も図り、OIP 活動の持続性も強化する。」

- ・2022年1月28日 2025 万博未来創造セミナーが開催され、別府代表理事が「DX を前提とした自律自走型自治体へ収益体質化のロードマップ・ビジネスマッチングを活用した地域資源開発＆発信」をテーマに講演。当一般社団法人について、「地方経済活性化策として、コロナ禍でビジネスモデルの変換に迫られる地場企業を新たなアプローチ（思い、技術、感性の可視化）によってご支援する

○東京大学大澤・早矢仕研究室、大阪デザインセンターとの連携協定の締結

- ・2022 年 3 月 3 日「国立大学法人東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 大澤・早矢仕研究室、一般財団法人大阪デザインセンターおよび一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォームは、それぞれが有する資源を活用し、オープンイノベーションに貢献するプラットフォーム活動に連携して取り組むことを合意し、「中小企業のSDGs経営を推進するプラットフォームの実用化に向けた連携協定」を締結。」（プレスリリースより引用）
- ・2022 年 3 月 16 日 3 団体のホームページに連携協定締結の記事を掲げ、プレスに公表。



○個別案件

- ・株式会社ハーベストファーム様

2021 年 12 月 16 日 ブランド化支援に向けて、兵庫県淡路島で運営中のオリーブ園の取り組みを視察。
以降、継続して支援を実施中。



以 上

正 会 員 各 位

2023 年 6 月 26 日

2022 年度事業報告

I. 諸会議

1. 社員総会

○第 1 回臨時社員総会

- ・開催日：2022 年 4 月 26 日（火）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 役員の選任について承認を求める件

○定時社員総会

- ・開催日：2022 年 6 月 28 日（火）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 2021 年度収支決算について承認を求める件
2021 年度監査報告
第 2 号議案 役員の選任について承認を求める件

2. 理事会

○開催日：2022 年 4 月 26 日（火）

- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 「利益相反取引に関する運営規定の整備」の件
- ・協議事項
(1) 新たな体制における役割分担について
(2) 年会費について
(3) 各取り組みの進捗状況

○開催日：2022 年 5 月 25 日（水）

- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 「コニカミルタパブリテック株式会社様との基本契約書締結」の件
(利益相反取引に係る審議)

- ・協議事項

- (1) 「入会金及び会費に関する規定」の改定について
- (2) 定時社員総会の開催について

- ・報告事項

- (1) 2021 年度決算速報

○開催日：2022 年 6 月 25 日（土）

- ・場 所：ZOOM 会議

- ・審議事項

- 第 1 号議案 「今治市様『新規ビジネス創出及び DX 推進支援事業』に係る業務委託契約書締」の件
- 第 2 号議案 「コニカミルタパブリテック株式会社様との個別契約書締結」の件（利益相反取引に係る審議）
- 第 3 号議案 「2021 年度の事業報告および収支決算」の件
- 第 4 号議案 「2022 年度の予算計画」の件
- 第 5 号議案 「第 2 回定時社員総会招集」の件
- 第 6 号議案 「追手門学院大学様の社会人向けプログラムの共催実施」の件

○開催日：2022 年 6 月 28 日（火）

- ・場 所：ZOOM 会議

- ・審議事項

- 第 1 号議案 代表理事の選定について承認を求める件
- 第 2 号議案 会長の選定について承認を求める件

○開催日：2022 年 12 月 27 日（火）

- ・場 所：ZOOM 会議

- ・報告事項

- (1) 2022 年 4 月以降の活動実績ご報告
- (2) 2022 年 4 月以降の会計状況と今度の見通し

- ・協議事項

- (1) 会員に向けた各種提供サービス
- (2) ホームページ掲載事項の更新

○開催日：2023 年 2 月 17 日（金）

- ・場 所：ZOOM 会議

- ・審議事項

- 第 1 号議案 追手門学院大学、大阪デザインセンターとの連携協定締結について承認を求める件
- 第 2 号議案 APIR 様との業務連携解消について承認を求める件

・協議事項

- (1) 一般社団法人 ifLink への入会について
- (2) 2023 年度の活動方針
- (3) 2022 年度中に実施する OIP 認知向上イベントについて

2. 2022 年度の主たる活動、事業

○今治市の以下の企業を受託し、2022 年 7 月から 2023 年 2 月まで、その完遂に注力して事業を展開。

【新規ビジネス創出支援プロジェクト】

◆概要

- ・経営者の想い、技術的な強み、製品・サービスの魅力の見える化を通じて自社の想い・強みを整理し、製品・サービスの付加価値向上や新規ビジネス創出を支援
- ・ビジネスモデル転換、新規ビジネス創出に課題を持つ今治市内に事業所を有する 14 事業者に対して実施

◆支援実績とスケジュール

<ご支援実績>

以下の取組みを策定した計画に沿って実施。

①想いの言語化

- ・中小企業診断士によるヒヤリング
- ・皆様の想いを整理したレポートを提供

②技術価値、魅力の数値化

- ・研究者が技術や魅力の強みを分析・数値化
- ・分析レポートを提供

③親和性の高い企業へのグルーピング

- ・上記①、②の結果に基づき、親和性の高い企業ごとにグループ分け

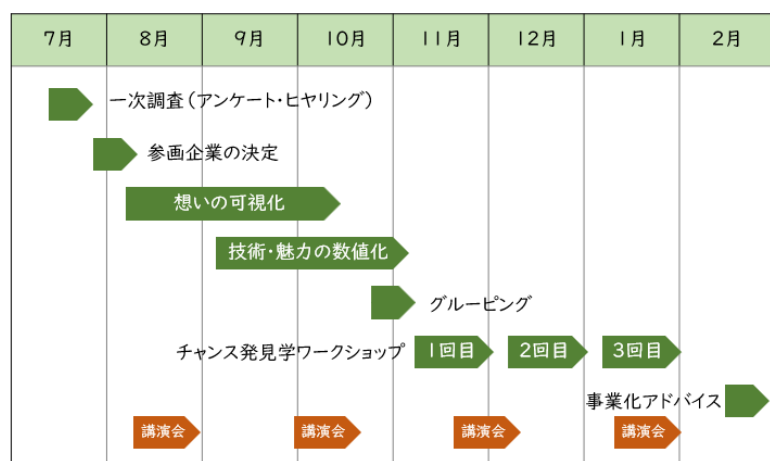
④チャンス発見学共創ワークショップ

- ・グループ単位で東京大学のチャンス発見学をベースとしたワークショップを実施（3 回）
- ・経営者同士の語り合いを通じてアイデアを創出

⑤事業化アドバイス

- ・中小企業診断士による補助金申請やマーケティング等のアドバイス

<実施スケジュール>



※ <講演会の実施>

4 回の講演会を開催し、のべ 55 名の参加者があった。

- ・第 1 回：新規ビジネス創出のポイント
- ・第 2 回：既存事業と新規事業のアプローチの違い
- ・第 3 回：変化が激しい VUCA 時代に継続できる事業をどう立ち上げるのか
- ・第 4 回：売れるを科学することで新規のビジネスチャンスを発見する“虎の巻”

<実施風景>



【D X 推進支援プロジェクト】

◆概要

- ・D X の有識者によるコンサルティングを通じて、D X ビジョンに基づく具体的な DX 推進計画の策定を支援
- ・D X（デジタルトランスフォーメーション）に課題を持つ今治市内に事業所を有する 6 事業者に対して実施

◆支援実績とスケジュール

<ご支援実績>

以下の取組みを策定した計画に沿って実施。

①ヒアリング

- ・中小企業診断士によるヒアリング

②BSC 作成

- ・B S C（バランススコアカード）分析

③ディスカッションを通じた D X ビジョン・取組領域の決定

- ・経営者と中小企業診断士のディスカッションを通じた D X ビジョンの策定
- ・優先度に基づき、取組み領域を決定

④現地調査による A s - I s 把握

- ・研究者が現場に入り、As-Is（現状）調査

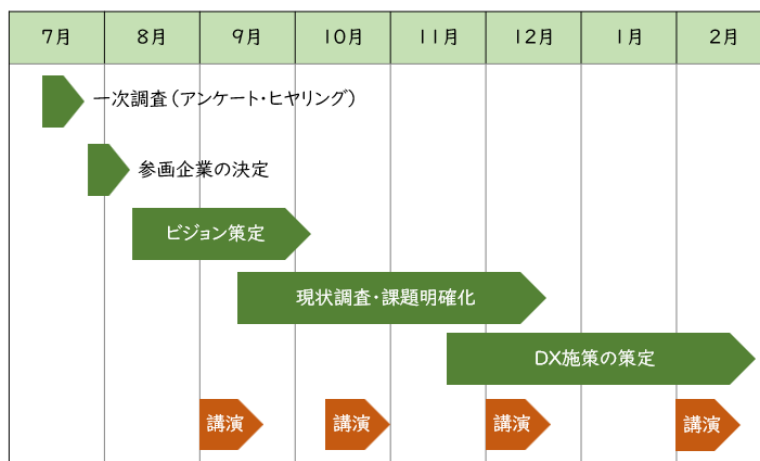
⑤課題の明確化

- ・あるべき姿（T o - B e）とA s - I sとのギャップから課題を抽出

⑥施策・計画策定

- ・実現可能な姿（Can-Be）を設定し、具体的な施策・計画を策定

<実施スケジュール>



※ <講演の実施>

4回の講演会を開催し、のべ76名の参加者があった。

- ・第1回：なぜ、今、DXが必要なのか
- ・第2回：DX革命をどのように読むのか？
- ・第3回：デジタル時代の企業経営
- ・第4回：DXによるビジネスモデル変革のケーススタディ

<実施風景>



○兵庫県との取り組み

◆兵庫県様と KM 社連携協定に係る包括連携協定セミナーの開催

コニカミルタ株式会社と共催して、以下のとおり開催した。

- ・テーマ：「売れるを科学する」セミナー
 - 新規事業の企画プロセス（SDGs の考え方をベースに、企業が持続的成長をするためのポイントと実践方法：一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォーム）
 - 実例で効果をご紹介（企業の強みを DX 技術を用いて可視化することで、売り上げを UP させる最新の手法をご紹介。具体的な事例も交えて解説：コニカミルタ株式会社）
- ・開催日時：2022 年 11 月 28 日 14 時～16 時（リアル・オンラインの同時開催）
- ・開催場所：兵庫県民会館 303 教室
- ・参加者数：27 名（会場参加とオンライン参加合計）

○三井住友銀行との連携によるセミナー開催

◆SMBC 丹波篠山支店でのセミナー

- ・テーマ：「売れるを科学する」セミナー
 - SDGs を業績向上に結び付けるポイント：一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォーム
 - DX を活用したビジネスづくり：コニカミルタ株式会社
- ・開催日時：2023 年 1 月 19 日 14 時～16 時（リアル開催）
- ・開催場所：三井住友銀行 丹波篠山支店
- ・参加者数：11 名（全て会場参加）

○「大阪城イノベーションヒルズ・アカデミー」を追手門学院大学と共催

◆経営の体系的スキルとミドル・マネジメント力の養成講座

- ・開催期間：2022 年 10 月 29 日～2023 年 2 月 11 日
- ・以下のとおり 7 回開催。

日程	講座内容			1日の流れ
	テーマ	学びのコンセプト	講師	
<第1回> 2022年10月29日（土） @グランフロント大阪	会社とは何か ～企業の価値創造～	・会社の基本原理 ・会社の伝統と未来 ・企業の価値創造	(株)東芝 代表執行役社長CEO 島田太郎 氏	【13：00～18：00】 講座 ①当日テーマ概要説明 ・テーマの解説 ・テーマの学問上の位置づけ ②講師経験講義 ③グループケーススタディ ・事前提示した課題 ④グループ討議 ⑤数名の発表 ⑥まとめ ⑦当日テーマに関する 学びの深め方講座 ・参考文献紹介 ・テーマに関しての今後の 学び方解説
<第2回> 2022年11月19日（土） @大阪デザインセンター	ロジカルシンキング ～経営課題解決の知の技法～	・クリティカルシンキングの理解 ・ソリューションへ導き仮設思考 ・ソリューションへ導く知の技法	(株)リクルート リクルート進学総研所長 カレッジマネジメント編集長 小林浩 氏	
<第3回> 2022年12月3日（土） @大阪デザインセンター	会社の価値を分析する ～数字で会社の 価値を把握する～	・会社の価値の捉え方理解 ・会社の価値を図る技法 ・M&A戦略と事例	(株)T2 代表取締役CEO 三井物産(株) 中部モビリティ統括 下村正樹 氏	
<第4回> 2022年12月17日（土） @大阪デザインセンター	人を動かす、組織が動く ～現代のリーダーシップ～	・リーダーシップの理解 ・モチベーション形成 ・組織論	(株)Tsutomu FUSE 代表取締役 PhD Sport Psychology Services 布施努 氏	
<第5回> 2023年1月14日（土） @大阪デザインセンター	会社の価値を高める ～エンタメ業界における 人材発掘～	・人材の評価方法 ・人材の教育方法 ・人材価値と会社価値の関係性	(株)北海道日本ハムファイターズ GM補佐兼スカウト部長 大淵隆 氏	
<第6回> 2023年1月28日（土） @大阪デザインセンター	経営戦略を見極める ～戦略の分析から展開へ～	・戦略的な分析に用いられる技法の点検 ・分析手法の基本原則と各手法の限界 ・成功戦略と事例	SDGsオープンイノベーションプラットフォーム 代表理事 コニカミルタ(ブリック) 代表取締役社長 (株)ガバメント 代表取締役社長 別府幹雄 氏	
<第7回> 2023年2月11日（土） @ホテルグランヴィア大阪	まず足元から、そして目線を上げる ～共有価値を実現する経営～	・企業不祥事の研究 ・経営における多角的視点の必要性 ・共有価値（CSV）の実現を目指して	(株)共有価値創造研究所代表 マルシェ(株) 相談役・教育アドバイザー 谷垣隆之 氏	

◆女性だけで学ぶスキル・アップゼミ

・開催期間：2023年2月18日～3月11日

・以下のとおり4回開催。

第1回:2023年2月18日(土)	講師：竹田 紀代子 氏 ル・クール 代表、武庫川女子大学 講師
【テーマ】 セルフブランディング力を向上させる 【学びのコンセプト】モチベーションマネジメント 【タイムスケジュール】 13:00 - 13:10 開会ご挨拶 [10分] 13:10 - 14:15 アイスブレイク [65分] 14:15 - 14:30 休憩 [15分] 14:30 - 16:00 自分自身の振り返りと将来設計 [90分]	英国系企業でマーケティングや営業を10年担当し、その後Walt Disney International日本法人に入社し、マーケティングマネージャーとして従事。LVMH LVJグループロベジャパンに入社し、西日本エリアマネージャーとして従事後、Etienne Aigner AGの日本代表を務める。退社後ル・クールを設立。 武庫川女子大学・追手門学院大学 講師 企業経営コンサルタント アソシエイト・アドバイザー 

第2回:2023年2月25日(土)	講師：井上 節子 氏 知的空間研究所 所長、帝塚山学院大学・辻学園 講師
【テーマ】 セルフプロデュース力を向上させる 【学びのコンセプト】食を通じてビジネススキルを高める 【タイムスケジュール】 13:00 - 13:30 食を通じたコミュニケーションと礼儀 [30分] 13:30 - 14:15 ワーク ①お箸の作法 ②お碗の作法 [45分] 14:15 - 14:30 休憩 [15分] 14:30 - 15:15 講義 [45分] 15:15 - 15:45 ワーク ③お懐紙の作法 [30分] 15:45 - 16:00 受講者へのエール [15分]	大学卒業後飲料会社に入社。大手食品卸と市場開拓を担当。5年後にVMDで独立。自らのレストラン経営及び食空間プロデューサーとして食関連事業の運営から人材育成まで企業・学校を中心に活動中。伝統文化(書/茶/花)に携わり日本及び世界の食文化について幅広い観点からレクチャーする。 テーブルアーティスト(JTAA認定講師) シニアソムリエ(JSA認定) コンセイエ(SOPEXA認定) 調理師 / フードコーディネーター(FCAJ認定) 書道師範(近畿経済産業局長賞受賞(篆刻)) 農業者(JA組合員) 

第3回:2023年3月4日(土)	講師：太田垣 亘世 氏 尼崎えびす神社 宮司
【テーマ】 課題探求力を向上させる 【学びのコンセプト】現象的心理学を用いたキャリアアップの道しるべ 【タイムスケジュール】 13:00 - 14:00 おみくじアイスブレイク[60分] 14:00 - 14:15 休憩[15分] 14:15 - 15:10 講義[55分] 15:10 - 16:00 ワーク・全員発表[50分]	約6年間オーストラリア航空で客室乗務員として勤め、海外で暮らした後、実家の尼崎えびす神社に奉職。ニューヨークで2年間の赴任宮司として、主に日系人社会に向けての七五三やお宮参りなどを含み神社神道活動を経て、現在に至る。 尼崎市国際交流協会 会長 尼崎市教育委員会委員 委員 尼崎市人権文化 いきづくらまちづくり審議会 委員 

第4回:2023年3月11日(土)	講師：竹内 美奈子 氏 株式会社 TM Future 代表取締役
【テーマ】 リーダーシップ力を向上させる 【学びのコンセプト】組織におけるリーダーシップの発揮の仕方 【タイムスケジュール】 13:00-14:15 グループワーク と レクチャー① [75分] リーダーシップは誰にでも必要 14:15-14:30 休憩 [15分] 14:30-16:00 レクチャー②、グループワーク意見交換/発表 [90分] 自分のリーダーシップスタイルを知ろう、磨こう 16:00-16:30 ゼミアドバイザー 内海美保氏 全体総括 (*)	NECの人材開発部門にて10年間人材育成に従事。2003年よりグローバルヘッドハンティング会社にジョインし、2007年より代表取締役副社長。2013年「人」の能力を引き出し、組織力を向上させる「タレントマネジメント」を支援する㈱TM Futureを起業。 日本車いすバスケットボール連盟 副会長 日本バスケットボール協会 理事 日本M&Aセンター 社外取締役 三菱製鋼 社外取締役 

以上

正 会 員 各 位

2024 年 6 月 28 日

2023 年度事業報告

I. 諸会議

1. 社員総会

○第 1 回臨時社員総会

- ・開催日：2023 年 5 月 2 日（火）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 役員の選任について承認を求める件（池田理事）

○定時社員総会

- ・開催日：2023 年 6 月 26 日（月）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・報告事項
2022 年度事業報告
- ・審議事項
第 1 号議案 2022 年度収支決算について承認を求める件
2022 年度監査報告

○第 2 回臨時社員総会

- ・開催日：2023 年 11 月 10 日（金）
- ・場 所：ZOOM 会議
- ・審議事項
第 1 号議案 役員の選任について承認を求める件（金本理事）

2. 理事会

○開催日：2023 年 5 月 2 日（火）（第 1 回）

- ・場 所：ZOOM 会議
- ・報告事項
(1) 2022 年度決算報告（速報）
- ・審議事項
第 1 号議案 2023 年度に向けた役員体制について

○開催日：2023年5月2日（火）（第2回）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第1号議案 代表理事並びに会長の選定について承認を求める件

○開催日：2023年6月20日（火）（第3回）

・場 所：ZOOM 会議

・審議事項

第1号議案「2022年度の事業報告および収支決算」の件

第2号議案「第2回定時社員総会招集」の件

・協議事項

(1) 2022年度の予算計画について

○開催日：2023年11月10日（金）（第4回）

・場 所：ZOOM 会議

・報告・協議事項

①理事候補のご紹介（協議事項）

②令和5年度上半期の活動及び会計のご報告（報告事項）

③今後の活動方針のご説明（協議事項）

④会員制度について（協議事項）

・審議事項

第1号議案 理事選定に関する臨時社員総会の招集

○開催日：2024年1月10日（水）（第5回）

・場 所：ZOOM 会議

・報告事項

(1) 令和5年度1月現在の収支ご報告

・協議事項

(1) 今後の活動方針のご説明について

(2) 会員制度について

2. 2023年度の主たる活動、事業

○今治市企業の地域課題解決の取り組み支援（2023年4月～7月）

【愛媛県補助金事業「トライアングル愛媛」への応募支援事業】

◆概要

・昨年度（2023年度）今治市から受託した「新規ビジネス創出支援事業」の成果を踏まえて、市

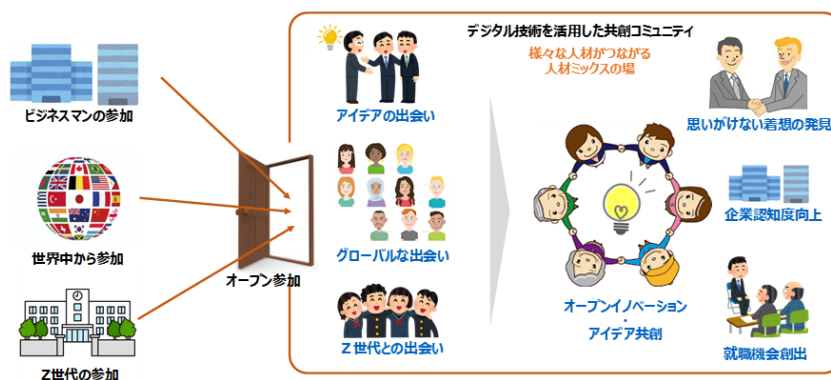
内企業の 2 社と市内海事産業主要企業 3 社、今治市役所が、以下の今治市の抱える社会課題の解消に向けて連携して取り組みを進めることとなり、その補助金申請等の支援を展開した。

<社会課題解決に向けた取り組み概要>

「建造船の受注減少による経営環境の悪化、少子化などによる若年技術者・技能者の不足といった状況で、新しいニーズに対応して技術開発を進める必要がある。こうした問題を抱える海事産業に対し、デジタル技術を活用した新しい形の共創の場を提供することで、イノベーションにつながるアイデアや着想を得るチャンスを広げる」との方針のもと、下図の市場の創出を構築するべくデジタル技術の活用が必要となる補助金の手当てを支援。

◆創出する市場

デジタル技術を活用したイノベーション共創コミュニティ市場



※デジタル技術の活用によるメリット：

- ① 24時間・グローバルな出会いと対話ができる。
- ② コミュニティの場にはだれでも参加できる。
- ③ Z世代のメタバースに対する関心は高く、日常交流が少ない若い人と対話ができる。
- ④ 自治体にとっては、関係人口の増加を期待できる。

⇒リアルな共創活動にデジタル技術を活用した共創コミュニティを加えてイノベーションを加速する。

◆事業成果

・愛媛県の補助金申請は残念ながら採択はされなかったものの、Z 世代と今治市内企業とがコミュニケーションを継続できる場の創出が重要であることが改めて認識され、現在も継続して検討が進められているもの。この点、本件補助金申請支援の取り組みも今治市の今後の社会課題解決に向けた活動に一定の貢献ができたものと思料される。

○地域課題・社会課題の解決に向けた共創やオープンイノベーションに係る提案（2023 年 7 月）

◆概要

・当団体と親密な関係のある株式会社ガバメイツ様からの依頼を受けて、以下の趣旨で今治市の上記取り組みで得られた知見を踏まえて、提案報告を実施した。

<趣旨>

横浜市では「協働機能と共創機能の一体化を目指した実証実験」が実施されており、株式会社ガバメイツもこの実験に参画。その実証実験が目的とする「地域課題・社会課題の解決に向け、様々

な共創やオープンイノベーションの取組の検討・検証を重ねる」ことによる、「協働・共創の連携による様々な主体との課題解決モデルの創出と横展開」に資することを、当団体がこれまで取り組んできた共創活動やオープンイノベーションの活動で得られた実績や体験を踏まえて提案を行い、横浜市の実験の円滑な展開につなげるもの。

◆成果

- ・2023 年 7 月 31 日に、予定どおり「地域課題・社会課題の解決に向けた共創やオープンイノベーションに係るご提案～SDGsオープンイノベーションの取り組み実績を踏まえたご提案～」を作成を済ませ、納品した。

○一般財団法人大阪デザインセンターでの無料経営相談会の開催（2023 年 8 月～）

◆概要

- ・2023 年 8 月から新規事業に係る無料相談会を毎月 1 回の頻度で実施中。

◆成果

- ・取り組み当初の 3 ヶ月は、各回 1 社程度の相談件数であったが、この相談が定着した 2024 年 1 月以降は、毎月 3 社～4 社から相談を受けこととなり、一般財団法人大阪デザインセンターの定例サービスとして展開中。この成果を踏まえて 2024 年度は「企業の健康診断相談（有償）」を同センターが立ち上げ、関西企業への一層の貢献を図るべく、当団体に連携要請あり。

50分でスッキリ
新規事業の壁打ち相談会

5.29 水
10:00～17:00 (予約制) 無料

一般財団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム
代表理事 竹添 晃氏
専務理事 池田 亜史氏

このような悩みをお持ちの方にオススメ

01 集客や売上向上に効果的な方法が分からない
02 自社に合った補助金について知りたい
03 資金繰りのポイントを知りたい

会場 大阪デザインセンター内
相談時間 1社50分(予約制 6社限定)
申込・詳細 下記URLまたはQRコードからお申込みください
<https://www.osakadc.jp/seminar-event/18601/>

お問合せ：一般財団法人 大阪デザインセンター



○セミナー開催（2024 年 1 月～2 月）

◆概要

- ・2024 年 1 月～2 月に、コニカミノルタ株式会社とセミナー（売れるにつながるウェブサイトへ）」を共催。下表を内容とするセミナーを2日間（各3時間）実施。

伝えたいことを伝える！	読み手をつかむウェブサイトとは ～貴社の強みを見直します～	● 経営者の想い、真似ることができない強みや魅力を伝えるポイントが分かる。 ● 売れるにつながる「ウェブサイトで伝えたいこと」を発掘して、磨き上げるノウハウを持ち帰る。 （ワークショップ） 特に伝えたい自社の強みを問い直し、磨き上げる手順を体験。 ● 自社サイトから1ページを選んで、「ウェブサイトで、伝えたい強みが伝わっているか」を評価し、改善策を検討（個人ワーク） ● 個人ワークの成果をグループで共有、意見交換してさらに磨き上げ（グループワーク）
勘に頼らず脳科学に頼る！	「売れる」に導くウェブサイトとは ～貴社のウェブデザイン解析します～	● 明日から実践できる、ウェブサイトの強化・改善方法が分かる。 ● 無料で、専門コンサルタントによる貴社ウェブデザインの解析・改善アドバイスが受けられる。 ● 最新の感性脳工学に基づいたデザインノウハウが習得できる。 ● CTA改善による具体的成功事例が学べる。 （フィードバック） 解析を希望された企業のウェブサイトを、感性脳工学に基づいて定量的に評価し、評価結果を共有。

ODC

osaka design center

専門家による実践セミナー

売れるにつながるウェブサイトへ

「問い合わせ」「資料請求」「申し込み」を増やす

ウェブサイトは、企業の取り組みや魅力を広く、深く認知してもらい、イベントの告知・集客や販売促進など売上につながる重要なツールです。

ぱっと見がよいウェブサイトを作ったたくさんのアクセスがあっても、「問い合わせ」や「資料請求」「申し込み」ボタンをクリックしてもらわないと売り上げにつながりません。売り上げにつなげるためには、読み手のところをつかみ、指を動かしてクリックにつなげるのが重要です。

第1回のセミナーでは、ウェブサイトで経営者の想いや会社の強み、魅力がどれだけ伝わっているのかを見直して頂き、ところをつかむサイトへと磨き上げるノウハウを中小企業診断士がお伝えします。第2回は、コニカミノルタ社の脳科学を使って、自社のサイトがどれだけクリックにつながる画面表示となっているのかを客観的な視点で評価し、指を動かすサイトへ導くノウハウをお伝えします。

【第一回：中小企業診断士】

1/23（火）
14:00-17:00

伝えたいことを伝える！
読み手をつかむウェブサイトとは ～貴社の強みを見直します～

【第二回：コニカミノルタ株式会社】

2/28（水）
14:00-17:00

勘に頼らず脳科学に頼る！
「売れる」に導くウェブサイトとは ～貴社のウェブデザイン解析します～

参加費

一般：9,900 円（税込）
ODC 会員：6,600 円（税込）

会場

16 名

主催

一般財団法人 大阪デザインセンター

共催

一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォーム

お申込・詳細

下記URLまたはQRコードからお申込みください。
Q <https://www.osakadc.jp/seminar-event/17139/>

お問い合わせ

一般財団法人 大阪デザインセンター

odc@osakadc.jp

会場

大阪デザインセンター（セミナールーム）

船場センタービル2号館1階北側入り
大塚メトロ中央線「船場中央駅」東改札すぐ
大塚市中央区船場中央 1-3-2-101

船場センタービル2号館1階北側入り
大塚メトロ中央線「船場中央駅」東改札すぐ
大塚市中央区船場中央 1-3-2-101

船場センタービル2号館1階北側入り
大塚メトロ中央線「船場中央駅」東改札すぐ
大塚市中央区船場中央 1-3-2-101

お申込・詳細はこちら

一般財団法人 大阪デザインセンター 大阪府中央区船場中央 1-3-2-101 船場センタービル 2 号館 1 階

◆成果

- ・2024 年 1 月 23 日と 2 月 28 日の 2 日間開催。4 社の参加を得て、4 社とも「たいへん満足した」「満足した」との感想を頂いた。
- ・本件セミナーで企業等の情報発信に関する多くの課題に触れることができたので、今後の企業支援に活用して、収益向上に貢献につなげる。

以 上